

辰巳屋一件の虚像と実像

——大岡越前守忠相日記・銀の筭・女舞劍紅楓をめぐって——

内山 美樹子

浄瑠璃・歌舞伎の所謂実説に類する記事を多く収めた『伝奇作書』

丁ウ、本文末尾に「安永八癸正月 徳田氏写之」とある。

(西沢一鳳著、天保一四(嘉永四)の附録中の巻に「元文奇説銀の筭」なる条があり、元文四、五年(一七三九、四〇)の辰巳屋騒動を扱った実録小説『銀の筭』の梗概が記されている。同書はまた「同歌舞伎潤色の

『銀の筭』に扱われた辰巳屋騒動については『大阪市史』第一巻(大正二年、大阪参事会・幸田成友等編)に「幕吏の汚行」の例として、その概要を左の如く述べる。

話此年より三十九年以後安永七戌年(一七七八)浪華角の戯場にて作者並末五瓶棹歌木津川八景と外題して盆替りに出す」として番付の写しを掲げ、実名役名の関係等を説明する。

南組吉野屋町に富商辰巳屋久左衛門なる者あり、家産二百万両手代四百六十人を有す。先代久左衛門の弟木津屋吉兵衛辰巳屋の財産を横領せんと欲し強ひて養子当代久左衛門の後見となれり。久

中村幸彦氏は「穂積以貫逸事」(『文学』48年1月)において、九州大
学国文学研究室所蔵、「宝暦三つのとしに序する」『銀の簪』と題す
る写本三冊)を紹介された。また中野三敏氏も「静観坊まで——談議
本研究(仮)」(『戯作研究』所収)で、本書に触れておられる。早稲田大
学附属図書館には「明治三十九年一月二十九日 水谷弓彦氏寄贈」
『銀の筭』一冊本(半紙本)が所蔵されている。序(初丁オ)に「元
文の始より寛保延享寛延の終まで予武林商屋に遊んで正しく見聞して
珍事秘説を具に実記す(後略)」「寛延末年菊月 撰者正木残光」(初

左衛門及手代新六等之に服せず起って抗訴を試みしに吉兵衛豫め
東町奉行稲垣種信の用人馬場源四郎を通じて、厚く種信に賄ふ所
ありしかば、彼等の訴状は一議に及ばず却下せられ、剩へ新六は
牢獄に投ぜられたり。是に於て同志の手代江戸に之きて評定所門
前の訴状箱に願書を投じ、関係者一同の江戸召喚となり、数回の
吟味を経て種信・源四郎・吉兵衛の罪状悉く露顕し、元文五年三
月十九日、幕府種信の職を奪ひ、持高を半減し、且つ閉門を命じ、
源四郎を死罪に、吉兵衛を遠島○九ヶ嶺刑して江戸十里
四方及五嶺内となるに処し、其他江

戸大阪の士人連座して罪を被る者多く、松浦信正河内守新に東町奉行に任じ、又西町奉行佐々成意美濃守、元文三年二月松平内膳に代るは吉兵衛与党の言を容れて、手代新六等の訴状を却下したるにより、一時逼塞を命ぜられたり。(六〇五頁)

前田金五郎氏は『唐金』小考(『食野家関係史料』第二所収。昭和十五年)でこの事件に触れ、詳しい資料として『町人考見録追加』及び『翁草』卷之六十三を挙げ、『撰陽奇観』卷之十七の逸話をも引用しておられる。

右三書のほか、管見に入った辰巳屋一件関係史料としては、『徳川実記』(有徳院殿御実記)の稲垣種信免職を述べた項(『寛政重修諸家譜』も同趣旨)、「大阪市史」第三卷に収める大阪町奉行所からの事件関係書類八項、大岡越前守忠相『日記』元文五年の「辰巳屋一件」関係部分、及び『寛政三年』寛政四年』大阪市巾風聞録』元文五年正月六日条が挙げられる。

辰巳屋一件は、本来商家の家督問題に大阪町奉行所の役人の不正からんだ、小規模な一犯罪にすぎなかったが、当事者が「当時大阪老番の分限の様に沙汰致」(町人考見録)す辰巳屋である上、贈収賄の範圍が、大阪町奉行所のみならず、江戸町奉行所関係、幕臣等にまで及び、詐欺や風俗取締に関わる事件までひきおこし、幕府の最高機関たる評定所において、連日捜査と審議が重ねられる、大がかりな疑獄事件にまで発展した。同時に事件の中心人物たる木津屋吉兵衛には、家督横領の疑いと贈賄罪のほかに、町人の身分にふさわしからぬ奢り、

僭上の振舞があつて、この点が大阪の町々で特に喧伝され、小説、演劇に格好の題材を提供することになった。

辰巳屋一件を扱った文芸作品としては小説『銀の筈』、歌舞伎狂言「棹歌木津川八景」のほかに、事件六年後の延享三年十月二十一日から、大阪道頓堀の新興浄瑠璃座陸竹小和泉座で初演された「女舞劍紅楓」を挙げることができる。また関連作としては、『伝奇作書』に触れる歌舞伎狂言「けいせい楊柳桜」(寛政五年正月十七日大阪中の芝居初演)、及び浄瑠璃に「持丸長者金筈劍」(寛政六年三月二日大阪豊竹此母座初演)などがある。

一般に浄瑠璃、歌舞伎の世話物等の題材となつた事件に関しては、正確な史料が乏しく、当時の巷説や後世の伝承を記した随筆等によらざるを得ぬ場合が多い。中心人物の奢侈、役人への贈賄や堂上家との関わり等の噂がからみ、閑所となる点で、辰巳屋一件とよく似た淀屋事件なども、小説、演劇で名高い割に、正確な史実はどれほども明らかにしえない状態であるといわれる(『日本人名大事典』など)。この二つの事件は、戯曲の脚色においても混同されることがあるが、辰巳屋一件の方は、少くとも裁判に関する部分には、最も信頼すべき史料が伝わり、ほかに同時期の人の手になる事件の概要メモ二種、及び比較的潤色の少ない実録小説が存在する。

本稿ではこれらの資料によつて辰巳屋一件の実体を把握しつつ、この一町家の内輪もめに端を発し、近世封建社会の権力構造と関わりをもつた事件が、十八世紀中期の浄瑠璃、歌舞伎において、如何なる方

向で脚色されたかを検討し、この種の事件を演劇として扱う際の基本姿勢に関し、示唆を得たいと考える。しかしその構想全体にわたって論述することは、紙数の上から許されないもので、本稿では、演劇の面では、辰巳屋一件を脚色した最初の文芸作品と思われる「女舞劍紅楓」のみを取り上げ、実録小説『銀の筈』についても、事実を知るための参考資料という面に重点をおき、その作品論及び「樟歌木津川八景」をめぐる諸問題に関しては、別稿『銀の筈』と『樟歌木津川八景』（『近世文芸研究と評論』二十六号掲載予定）に譲ることにしたい。

(一)

辰巳屋一件の事実を知る基本史料は、(一)『町人考見録』と『翁草』に収める、被告、原告、関係者一同に対する申渡覚、(二)判決直後に大阪町奉行所から出された触書（以下触書と称す）、(三)判決前後の、評定所における捜査と審議の過程を記す大岡越前守忠相の『日記』である。

まず(一)は大岡忠相が寺社奉行を勤め、評定所の主たる構成員であった時期の詳細な公務日記で、忠相が「辰巳屋久左衛門跡目出入」「辰巳屋一件」と呼ぶこの事件に、元文五年二月中旬から五月中旬までに計三十六日の条、九月に二日の条で触れられている（事件が評定所できり上げられた当初、元文四年末から五年一月までは日記欠）。『日記』の元文期を通じ、忠相が接触を持った数多くの事件関係記載の中でも、辰巳屋一件に割かれた紙数は多い方に属し、内容的にも変化に富む。もとより日誌の性格上、忠相がその時点において必要と感じた

事柄のみを書きとめたものだが、短い文章を通じて、一件の大詰における進行状況、この疑獄事件に対処する幕府関係者の姿勢を窺わせる史料である（引用は大岡家文書刊行会編集『大岡越前守忠相日記』による）。(一)については『町人考見録』と『翁草』に収める申渡覚は、文章に多少の異同はあっても、同じ物と認められるが、『町人考見録』の方がより正確であり、申渡覚引用前後の事件の概要を述べた部分も『町人考見録』の方が詳しく生々しい。

近世の隨筆・実録小説類に掲げられた触書や申渡の類は、まず真偽を疑ってかかる必要があるが、『町人考見録』『翁草』に収めるものは忠相の『日記』、大阪町奉行所元文五年四・五月の触書等の記載と（単なる誤写を除けば）全く矛盾がなく、これらによりはっきり裏付けられる点も多く、三月十九日、四月六日、二回にわたる主な申渡、二月十五日馬場源四郎揚屋入などの日付も『日記』と一致する。とくに『町人考見録』『翁草』とも、申渡覚を掲げた最後に、「五月十二日」付けで幕府から各役所へ出された達しの「御書付の写」が引かれているが、これについて『日記』の同じ五月十二日条に、

一 左近將監殿我等備前守対馬守江被仰聞候者、此書付へ大目付
は通達可有之候是者三奉行心得ニ御渡候由ニ而、奥向之面々奉
行役人江訴訟人願人等之義頼ケ間敷事無之様ニとの段者前々
心得有之事ニ候得共、若左様之義有之歟、且又老中若年寄其外
御役人家来等願人等之事ニ付頼ケ間敷義候へ、老中又者支配
迄無遠慮可被申聞候、右之趣可相達之申御沙汰茂有之付而申達

候、此段可被申通との御書付也

と記す、左近将監は老中松平乗邑（水野）備前守は南町奉行、（水野）対馬守は勘定奉行、大岡越前守が寺社奉行である。すでに四月十五日、辰巳屋一件がほぼ落着したところで松平乗邑が幕府首脳らに、この種の贈賄事件を再発させぬために「向後之義急度御書付出候様」といったのに対し、忠相が「逆も御書付出候へ、内証頼合之筋申問敷との御事と奉存候、夫斗ニ而ハ又々後々ハ同様ニ可罷成候之間、何方より頼来候とも被頼候奉行より密ニ申上候様ニとの御文言無御座候而ハ、一通り之義ニては無益可罷成候間、右之御文言御入可然之由」進言した。五月十二日の「御書付」は、右の忠相の進言を容れた形で出されたものである。この「御書付」の「奥向之面々」以下「此段可被申通」までは、『町人考見録』『翁草』に「御書付の写」として掲げるものと、字句のわずかな違い（脱字その他）を除き、全く同文である。この一例によっても『町人考見録』『翁草』に収める申渡の各条も、三月十九日、四月六日等に、評定所において北町奉行石河土佐守が行なった申渡と（被告、関係者等多数である故、省略はありうるが）、基本的に同じものと認めて差支えあるまい。

ところで『翁草』は十八世紀後半の成立であるが、『町人考見録』は第三巻までは享保十三年（一七二八）の成立とされ、『町人考見録』追加（『日本経済大典二十二巻本では第四巻、引用は同書による）については「後人の追補したるもの」（前掲書解題）ともいわれる。が、追加の著者が三井高房（寛延元年（一七四八）没）自身であるか否かは別とし

て、成立年次に関しては、本文中の説明に事件の中心人物を「今の吉兵衛」と記し、申渡寛引用の最後に前記五月十二日付けの達しの書付写を引用した上で、

如^レ此御裁許相濟、皆々四月中旬大坂参着致す、扱淡州公御同役美州公は御遠慮被^レ仰付、当月は堺御奉行水野信濃守様御出坂にて、暫く町方の御仕置被^レ遊候、御城代太田様には永々御病氣にて、終に右落居濟不^レ申内御逝去被^レ遊、大坂町方は御役様計にて、何とやら物ごとひそめき申様に存じられ候、吉兵衛己が欲心より、大勢の御歴々様御名を穢し人を損じ、其身も終に流刑に沈む、

（後略）

と記す。すべて現在形で書かれ、松浦与次郎（河内守）の大坂東町奉行着任（就任は『柳營補任』に四月三日とあるが、『日記』五月十日条に「来十四日御役所江発足」と）、西町奉行佐々美濃守逼塞御免（触書に五月三十日）吉兵衛の減刑（九月十一日『日記』）等には触れられていない。本書所載の中渡寛の史料的价值の高さと説明部分の事実の正確さから、これは著者の書き落しではなく、『町人考見録』追加の成立が、辰巳屋一件の判決が下され、関係者等が帰阪した直後であることを示すものと思われる。即ち大阪の町々が両奉行所をまきこんだ事件の衝撃から醒めやらす、両奉行所の機能も十分に回復していない五月後半頃に、幕府の各役所への達しを目に触れる機会のある指導的階層の町人によって、『町人考見録』追加は書かれた、とみるべきであり、本書は、所収の中渡寛のみならず、事件の概要を記した部分も、

辰巳屋一件を知るためのきわめて重要な史料と認められるのである（但し『町人考見録』には誤写、脱字、脱文が多いので申渡覚と「御書付の写」は『翁草』所収のもので補なって読む必要がある。引用の場合、その点はいちいち断らなかつた）。

先に引用した『大阪市史』の辰巳屋騒動の部分は、主として『町人考見録』（又は『翁草』）と蝕書によつたと思われ、事件の大すじを述べたものとしては、要を得ている。これに申渡決定前後の事情を伝える大岡越前守忠相『日記』の記載を加え、さらに『自享永四年
至寛延三年大阪市中風聞録』（『和泉志』54号所載、出口神曉校訂。少くとも元文五年の条は、同時代記録とみなしうる）に収める町の噂等を勘案するならば、辰巳屋一件の史実の表にあらわれたところは、ほぼおさええたことになる。

ただ右の史料を解釈する際に、この四、五書のみをつき合わせてみても、理解し難い点がない訳ではない。さらにいえば、事件の中心人物たる木津屋吉兵衛に關し、申渡は、当然のことながら、「重々不届至極」の次第を述べたものであり、また『町人考見録』も、第三卷までに虚栄や事業欲、奢り、放蕩などで家を滅ぼした町人達の実例を列挙した上で、その最悪のケースとして追加で木津屋吉兵衛をとり上げた教訓的意図もあつて、吉兵衛の行動に対し非難が集中する。お家騒動でいえば（『大阪市史』の記述をみても）、吉兵衛は逆意方、新六ら辰巳屋古参の手代達はお為方と、はっきり善悪に分れている。が、たとえそのような結論が下されうとしても、事件の原因を「吉兵衛己が欲心より」という個人的悪のみに求むべきであるのか、といった背

景等については、法制史料や公務日誌から知り得るところは少ない。

一方、辰巳屋一件を題材とした文芸作品に目を向けると、前記三作の中で、吉兵衛をはっきり悪人として描いたものは一つもなく、とくに「棹歌木津川八景」では、心底をもつて行動する悲劇的主人公に設定されている。近世演劇では、公権力により処罰された人物や心中など敗北の立場におかれた人物に、同情的な姿勢で対するのが常であるから、異とするに足りないかも知れないが、町家のお家騒動のパターンからいえば、不当な迫害をうける若主人当代久左衛門や、忠臣の手代新六等により重きをおき、家督横領の謀計をめぐらす叔父吉兵衛の悪人ぶりを描く方向も、十分あり得たはずである。基本史料の類と文芸作品とにみる、吉兵衛像の著しい齟齬の意味を理解するためにも、辰巳屋一件の背景と、木津屋吉兵衛の行動そのものについて、基本史料の枠から多少視野を広げつつ、今少し詳しく見ていく必要がある。

（吉兵衛への申渡全文と被告、関係者一同への判決の結果は、別稿に掲げる。）

(二)

史料的価値としては『町人考見録』等同日に論ずべくもないが、辰巳屋一件の背景等を考える上の参考資料として、逸することのできないのが、実録小説『銀の筭』である。

たとえば当代久左衛門の前名は、基本資料には見えないが、『銀の筭』に乙之助とあり、「唐金家系譜」によつて正しいことが確かめられる。また『町人考見録』に「扱又町人御預けの分……道頓堀茶屋升

屋三郎兵衛」とあるが、科の次第は記されていない。『銀の筈』ではこの升屋における吉兵衛の豪遊の様子と、升屋に対する申渡が記されて、「商売とは申ながら正金を以無間の鐘の芸を致させし事……不届至極」とある(後述)。また『町人考見録』が書き落している、乙之助の実家唐金屋と、その背後の岸和田藩が事件に及ぼした影響(後述)についても『銀の筈』には記すところがある。

本書の諸本の間には別稿に譲るが、早大図書館本、九大図書館本ともに序に宝暦初年の成立を記し(寛延四年十月二十七日に宝暦と改元、早大図本の寛延末、年菊月は宝暦に入っている記載であろう)、それは序にいう「元文の始より寛保延享寛延の終まで」云々、及び本文中の人物の多くが生存中であることを前提とした書き方、さらにこの小説の主要人物の一人大岡越前守忠相が、宝暦元年十二月十九日に没していること、なども照応する。なお早大図書館本に記す撰者正木残光については知るところがない(以下引用は早大図本による)。

『銀の筈』に描かれた辰巳屋一件の様相を、前記の基本史料に照らしてみると、脚色の方法に、左の如き特色が認められる。

- (一)木津屋吉兵衛に、主人公としての地位を与えたこと。即ち事件を吉兵衛の立場から描く部分が多く、吉兵衛の「悪事」は扱っても、彼を悪人、敵役としてとらえてはいない。
- (二)吉兵衛に対立する存在として、手代新八、大岡越前守の二人を設定したこと。

(三)奉行所関係、幕臣等の収賄を、事実より控え目に描いていること。

(一)(二)は次項で考察する。(三)については、もとより奉行所関係者、幕臣等を捲きこんだ贈収賄事件が、この小説の主たるモチーフであるには相違なく、事実よりはるかに誇張されたロッキード事件なみの一万両前後がその目的のために動き、「御老中様方四軒へ百両つゝ又若年寄様六軒へ百両つゝ右の御家中役人方一屋敷にて五軒つゝ御一人前に廿両つゝ」といった際どい描き方までされているが、これらはすべて浪人島田作太夫、医者鶴野長順等の詐欺師が、役人方につてがあるとして吉兵衛から大金を掠めとったもので、実際に奉行所関係者、幕臣等で賄賂を受けたのは、馬場源四郎、同三郎兵衛、小池相模守の三人にすぎず、稲垣淡路守も病中で馬場源四郎の不正な計らいを知らなかったことになっている。詐欺師の一人島田作太夫については「始は町懸り役人成しか私曲の誤りに依て浪人せしか……役所方へ出入と偽り公事訴訟目安杯の格式存せしと申江戸町々在々杯へ手弦を求取扱ひの挨拶を渡世とし空談多き」と設定されているが、恐らく申渡にみえ

る、南町奉行所現職の与力で死罪となった福島佐太夫二十八歳を、作り替えたもの、また吉兵衛の顧問弁護士格の「目安浪人」中田勘平も、『目録本四年至寛延三年』大阪市中風聞録にみえる「大阪御与力永田官兵衛」に当るのであろう。

公儀に関する汚点を、事実に対して少なくみせる紛飾を施したこと、は、実録小説としては不徹底といわざるを得ない。この点について言えば、同じ実録小説でも、明和四、五年の家賃騒動を扱った『泰平浪花記』(多治比郁夫氏紹介、注3参照)の方が——時代が所謂田

沼時代ということもあるが——大阪大町人達の、老中、大奥への贈賄の模様を、はるかに突っこんだ筆致で描いている。

ただ、辰巳屋一件の場合、たとえば、禪僧智岩は申渡によれば、「重き役人の家来、或は今度吟味にかゝり候役人の名をさし賄賂に遣し候由偽り申金子端物数多かり取」った詐欺行為により引廻し獄門となつており、こういう詐欺師をはびこらせる要因が、当時の司法、行政機構の中に存在していたことも否定できない。医者宇田川正順（死罪）などは木津屋の手代から金を貰つて役人への贈賄工作を引受け、「偽り申」した面もあるが、実際に与力福島佐太夫を手代達に引き合せ、遊所で饗応させ、吉兵衛の宿預けを頼みこんでもいる（申渡）。公権力に何らかの訴えを起す場合、非常に制約が多く、「役所へ出入……公事訴訟目安杯の格式存せし」と称し「取扱ひの挨拶を渡世」とする者が、重宝がられる状況下にあつて、彼らが詐欺であるか、公権力の末端と癒着しているかは、紙一重のこともあつたらう。近世封建社会の、いわば構造的欠陥に根ざしたこの種の犯罪を、「内証頼合之筋申問敷」（日記四月十五日）などとの一片の達して防止できないことは、幕府首脳陣も承知していたはずである。

『銀の筭』は幕臣、奉行所関係の収賄を控え目に描かざるを得なかつたとはいえ、公事訴訟における贈収賄のからむ詐欺を通じて、近世封建体制の機構上の不備に触れ得た点で、実録小説としての面目を保ち得たと言えるであらう。

(三)

『銀の筭』における三人の主要人物、木津屋吉兵衛、大岡越前守、手代新八のうち、實在人物との隔りが最も大きいのが新八である。申渡に原告側辰巳屋手代六人の一人として名が挙がっている新六が、モデルであるには相違ないが、老中、奉行、大名、家老、大町人、学者等に実名を用いている本作で、この一手代が故意に新八と改められているのは、作者の創作部分が多い人物であるためと考えられ、ここにも実録小説としての『銀の筭』の姿勢がうかがわれる。『町人考見録』では新六に関して、「御奉行所へ吉兵衛儀を相願候処（この辺脱文？一七二頁参照）、却て謀書の儀殊の外御叱を受、其上久左衛門実子いとはと申娘名代として、養子里方唐銅屋より付来候手代新六牢舎など被_レ仰付候由」と記すのみで、江戸出訴当初の段階にも新六は加わつていなかったようである。『銀の筭』ではこの、不当に入牢させられた一点を核として、新八に若主人乙之助を守りぬく忠僕の一途な性格を肉付けし、我儘で奢侈を好むインテリ青年吉兵衛と対立させた。辰巳屋の番頭や別家の者達が、吉兵衛の横暴に眉をひそめながらも、威勢に恐れて煮え切らぬ態度をとる中で、新八が吉兵衛の後見を止めさせるべく、単独で大阪町奉行所へ訴え出で、馬場源四郎の私曲の計らいで敗訴、入牢させられ、出牢後、吉兵衛に追われ、大阪随一の有力者大和屋三郎左衛門の説得で泉州佐野へ帰り、乙之助の実父唐金屋与茂作に事情を打明け、単身江戸へ出訴し、再吟味を嫌う町奉行石河土佐守の嚇しすかしにも屈せず、命がけで公正な裁きを願ひ、ついに土佐守も根負けして密かに大阪の様子を問い合せ、新八が評定所へ訴え出た時

に、老中松平左近将監に、大阪での裁許に不審が残ることが報告され、泉州佐野の領主岡部美濃守の口添えもあって、評定所での再吟味が決定されるまで、新八の行為は、近世戯曲小説の基本的な人物類型である苦難に堪えて志を果す忠臣のイメージに添ってダイナミックに描かれ、小説としての『銀の筭』に構成の緊密さを与えている。

さて左近将監乗邑が土佐守の報告と美濃守の口添えにより、事態を黙殺し難いと判断し、「此義に付て非分の面々いかほと出来る共御政道行届くやうの計ひ然るへし……横隠^{マクシ}甚たしき事なれば万事ことなれたる大岡越前守取計ひ申されよ」との指示を行ない、ここに寺社奉行大岡越前守の登場となる。もっとも越前守の明智と機略によって急転直下、解決をみるといった性格の事件ではなく、幕府の最高機関たる評定所の機能に基づき、現地の調査と原告被告及び多数の参考人の供述を通じて、吉兵衛の辰巳屋横領の企みと僭上沙汰、大阪町奉行所の不正が明らかにされていくので、名裁判官の個人プレイが発揮される余地は少ない。それでも吉兵衛と新八との対決において、吉兵衛の弁舌に惑わされず、その供述の虚偽を押えて「奢を極ん為の私曲遁るゝ所なし」と決めつけるところや、木津屋の手代達から背後関係をきびしく追求し、贈収賄と詐欺の事実を糺明していくあたりには、大岡政談らしい盛り上りもみせるが、その局面を作るために、吉兵衛の江戸召喚から入牢までに数ヶ月を要し（実際は召喚直後に入牢）、馬場源四郎の不正が吟味の最終段階近くで明らかになるといった、事実と隔った脚色をせざるを得ぬことにもなった。

しかし個々の事実との関係や脚色上の細かい点はさておき、辰巳屋一件の評定所における詮議に關し、特に大岡越前守が責任ある任務を負っていたことを述べた、第三者の手になる文献は、『銀の筭』以外にはない。他は単に幕府、評定所の裁許と記すのみである。

大岡越前守忠相『日記』によれば、評定所における辰巳屋一件の吟味は「御用懸り四人」即ち寺社奉行大岡越前守、大目付松前安芸守・北町奉行石河土佐守、目付安部主計頭に仰付けられ、四人一組となつて捜査と審議に當り、その進行状況は老中松平乗邑に事細かに報告され、また召喚した者達の管理等の雑事は町奉行石河土佐守が引受け、申渡も、四人立合の上、土佐守が行なっている。越前守一人が全権を担って裁判を行なつたように描くのは、『銀の筭』の大幅な潤色である。けれども辰巳屋一件の詮議に當り、御用懸り四人の中、最も主導的役割を果たしたのは、大岡越前守とみて、まず間違いないであろう。現場との接触の多い町奉行土佐守などは、事ある毎に忠相に報告して指示を受けているし、松平乗邑も特に忠相に対し指示するところがある（三月二十日、二十八日）。年令、地位、町奉行としての二十年近い経験等から、忠相がリーダー格になるのは当然であるかも知れぬが、忠相としては決して形式的の上に立てられていた訳ではない。三月十五日、忠相が珍しく午前中に退出帰宅したところで、

一 土佐方手紙、辰巳吉兵衛手代惣助本助知岩与申祈禱坊主町

医師宇田川正順と申者相頼、金子さし出御役人并家来共江手入致候由相知候吟味可致哉之旨申来ニ付、兩人召捕はやく入牢申

付吟味可有之候、左近殿江も中上可然由申遣

「吟味致可哉」などとためらいがちな土佐守に対し、町奉行時代の機敏な行動力を思わせる指示を与え、知岩、正順逮捕については、松平乗邑へは事後報告の形となっている。実は、辰巳屋一件に関する幕府の裁許は、三月十二日をもって一応完了し、あとは中渡を行なうばかり、という段階に来て、この兩人の逮捕をきっかけに、江戸町奉行所関係、幕臣等の収賄という第二次犯罪が明るみに出ることになるのであるが、もし土佐守が何かの事情で、兩人の逮捕を控えたまま、忠相にはからず、直接松平乗邑に指示を仰いでいたら、或は事態は変わったかも知れない。

評定所では二月十六日、主犯の馬場源四郎はじめ大阪から召喚した者達が、江戸へ到着した翌日から、時には夜中までかかるほどの集中した形での詮議が行なわれていたが、二月二十三日になって。

一 左近将監殿御用懸り四人懸御目昨日辰巳屋一件論議之趣申上、淡路守家来共美濃守家来江も吉兵衛方々音向請候儀申上、就夫淡路守家来之内爰元江供致し罷下候川島源吾義呼出し詮議可致候哉、此者斗尋候之而も大坂ニ罷在候家来者当分尋候事難成候

此所如何可仕候哉、

傍線部分の「江」は「ニ」、「音向」は「音物」とありたいが、文部省史料館寄託の自筆本・筆写本とも、翻刻の通りである。が「音向」では意味が通じ難く、「物」は崩し方によって「向」に似ることもあるので、いま一応「音物」の意と解してみると、吟味の結果、大阪町奉

行所の収賄ないしそれに類する行為が、西東兩役所の広範囲に及んでいることが知られてきたが、幕府としてその点をどこまで追求すべきか、老中の意向を伺ったことになる。こういう事柄で奉行所の侍が、事情聴取を受けたとあっては、それだけでも当人の不名誉になりうるので、御用懸り四人としても慎重を期せざるを得ず、乗邑も即答を避けた。翌二十四日、乗邑からの返事は「左近将監殿……稲垣淡路守家来、当御地江供致罷下り候家来大坂に居候家来も尋候ニ不及旨被仰聞候」とのことであった。馬場源四郎への申渡によれば稲垣淡路守の家来達へ、吉兵衛から過分の贈物があつたことは確かだが、源四郎以外は、淡路守の指図に従い「樽一品は留置、其余は差返」したとある。しかし、前掲吉兵衛への申渡によれば、吉兵衛の大阪町奉行所への贈賄は、複数の目的をもって二回以上行なわれており、また^{四筆録}「^{四筆録}大坂市中風聞録」には「右の掛合に付大阪御与力永田官兵衛殿切腹被致候、其外安藤保兵衛殿前門隠居致し候処右官兵衛殿死去の砌何国共なく家出被致候由。」とある。西町奉行所関係（美濃守家来）のこととはつきりせず、檢察側としては事情聴取を進めるべきであったと思われるが、乗邑（或いは吉宗）は、大阪兩奉行所の不祥事を、これ以上白日のもとに晒すことを好ましくならずと考え、捜査の範囲を限定させてしまったのであろう。従って、大阪に関しては、東町奉行稲垣淡路守と用人馬場源四郎、及び西町奉行佐々美濃守（辰巳屋手代）の訴状の扱いが「等閑の仕形」として「逼塞仰付」のほかは、公の処罰者を出していない。

一方、五年一月中旬以後、入牢となった吉兵衛を宿預けに持ち込み、罪を軽くするために、手代達により、江戸町奉行所関係及び幕臣等への贈賄工作がなされたことが、三月十五日の、知岩、正順逮捕をきっかけに明らかになり、申渡覚にみる如き、多くの処罰者を出すに至った。小出相模守などは『自寛永四年至寶永三年大阪市中風聞録』によれば「紀州より御馴染之御小姓衆……別て御出頭」であったが「御役柄不相応之儀有_レ之……青山大膳亮殿へ御預け」を申渡された。父（子？——翁草）が改易になっていたので、当人も最終的に御預けで済んだどうか。『銀の筈』では小池相模守という「はきゝの御旗本」が知眼和尚を通じて吉兵衛から賄いを受け、切腹を仰付けられている。

南町奉行所の与力福島佐太夫の場合、申渡によれば、吉兵衛の手代から遊所での寢応を受け、金も一兩一分受け取ったようである。いずれにせよ主犯の馬場源四郎のように、多額の金品を受けた訳でないが、取賄の額は些少でも、今回の一件の「御詮議に拘り候故、諸事可_二相慎_一処、背_二神文_一振舞」とあって死罪の判決を受けている。御番医師丹羽正伯老は小普請入り、さらに当の北町奉行所石河土佐守組の与力が二人、吉宗の側近加納遠江守の家来が一人、御暇となった。北町奉行所の二人の与力などは、忠相の配下にいたこともあろうし、吉兵衛を江戸へ召喚してから僅か二ヶ月の間に、身内の江戸町奉行所、幕臣等に、これほどの汚染が広まったことには幕府関係者も暗然とならざるを得なかったであろう。がともかく評定所としては、評定所そのものの権威を傷つける事態に対し、事実の隠蔽を計らず、真相を糺明し、

多少とも不正のある場合は、敲罰をもって臨んだものと解され、そこに三月十九日申渡の大阪町奉行所関係の不正と、四月六日申渡の江戸町奉行所関係、幕臣等の不正とで、評定所の対処の仕方に多少のずれがあるように見受けられる。その違いの基づくところを松平乗邑と大岡忠相の姿勢に求めるのは、的外れであるかも知れないが、忠相が辰巳屋一件を通じて、奉行所の役人等の不正に深い関心を示し、再発防止の方策を真剣に考えていたことは、前掲四月十五日の進言の強い調子からも、十分に窺われる。或いは忠相自身、『大岡越前守忠相』（大石慎三郎著）にいう、町奉行時代の享保十八年に、部下の同心の不正事件で、遠慮伺いを出した苦い経験を噛みしめていたのかも知れない。

以上のことから、評定所における辰巳屋一件の裁許に当り、大岡忠相が特に重要な役割を果たしたことは、確実とみてよく、『銀の筈』はその事実を踏まえた上で、恐らく町の噂などを取り入れつつ、いささか大岡政談式の潤色を行なったものである。

一体、いわゆる大岡政談の主人公と実在の大岡越前守忠相とは、ほとんど無関係に近いことは、歴史家の定説である。辻達也氏は『大岡越前守』において、『大岡政談』のなかで、ただ一つ実際に大岡越前守が裁いた「白子屋お熊の場合でも、馬琴の作品を借用したとみられる前半部に重点がおかれていることを指摘され、「要するに『大岡政談』は、史実とは無関係の創作」であるが、「しかしこういう実録物語がつくられ、それが大岡忠相に仮託されて庶民に親しまれたという事実」とその意味は、「歴史的に考えてゆくに値する」と、諸方面か

ら、その点を考察される。大石慎三郎氏は『大岡越前守忠相』において、従来の資料に加え、忠相の『日記』を詳細に検討された結果に基づき「私は、大岡忠相は日本で最初の、かつ全日本史をとおしても、もっともすぐれた政策官僚であると思つてゐる」。「彼が歴任した江戸町奉行、寺社奉行、評定所一座での役職も裁判をその重要な職責の一つとしてゐる」にもかかわらず、「彼自身の書いたものからは、大岡忠相は裁判が好きでもなかつたし、得意でもなかつたという心証とうけている」。「大岡忠相の伝記を書くにあたって、裁判はそれほど重要なことではない」として、大岡忠相が優れた政策官僚の立場から、物価問題等で大商人と闘い、「庶民のために誠意をもつて働いてくれた……それを（庶民は）名裁判という、もっとも単純明快かつ爽快でさえある話におきかえて大岡忠相を賛美したのであらう」という風に、大岡政談を位置づけておられる。

評定所における辰巳屋一件の裁許で、忠相が重要な役割を果たしたとしても、それは政策官僚としての範囲内の活動であつて、大石氏の説にいささかも抵触するところはないが、文芸としての『大岡政談』の成立等を考える時、大がかりな疑獄事件の裁判に、忠相が特に重要な役割を果たした事実を踏まえ、名裁判官としての大岡越前守像を描こうとした『銀の筭』の存在意義は、大きいと言わねばならない。辻氏が初期の『大岡政談』として挙げられた内閣文庫蔵、明和六年『隠秘録』、東大図書館蔵、安永六年『板倉大岡両君政要録』の、前者より二十年近く前に——もし早大図書館本『銀の筭』の、『寛延末年菊月』に何ら

かの意味を認めるとすれば、忠相生前から書き始められていたことになる——史実と無関係の創作ではなく、比較的史実に則つた形での『大岡政談』が出来上つていた訳である。しかも同時に『銀の筭』には辰巳屋一件を扱つた長編小説のほかに、四つの小話が付きされ、これには、典型的な、史実と無関係の『大岡政談』も含まれている。これらの点に関しては、別稿『銀の筭』と『棹歌木津川八景』で改めて取り上げるが、近世小説史等の分野で『大岡政談』研究への関心が深まりつつある中で、筆者としては、『銀の筭』を脚色した歌舞伎狂言「棹歌木津川八景」が、この『大岡政談』をどのように受けとめたか、に注目しつつ、考察を行ないたいと考えている。

四

辰巳屋一件の中心人物木津屋吉兵衛に関し、申渡では二つの主たる罪状——(一)大阪町奉行所への贈賄、(二)辰巳屋の身代横領の企み——を挙げる。このうち(一)は犯罪事実がはっきりしているが、(二)についてはやや複雑である。

吉兵衛を立役として扱う「棹歌木津川八景」は勿論、実録小説『銀の筭』でも、吉兵衛には辰巳屋の家督横領の明確な意志があつた訳ではない、という描き方がなされているが、申渡及び触書類にみる如く、奉行所へ訴えに出ようとした乙之助を監禁したり、辰巳屋久左衛門名宛の家質等借金の証文の名義を、久左衛門、吉兵衛の連名、または吉兵衛と倅綱次郎名宛に書替えさせなどしているからは、横領の意志があつたとみなさざるを得ない。ただ吉兵衛の大阪町奉行町への贈賄工

作は、横領を成功させるためにのみなされた訳ではなく、「馬場源四郎へ頼込、公辺事を承り可申為に、賄ひとして品々贈物致し」（申渡）とあるように、事業家として、辰巳屋ないし木津屋に公儀に関する仕事を請負う特権を得ようとする意図も働いていたのである。

木津屋吉兵衛は辰巳屋を大阪一といわれる豪商に仕上げた先々代（当代から数えて）久左衛門の三男で、父の実家である木津屋を継いだ。辰巳屋も木津屋も商売は炭屋で、一件落着八年後、延享五年に刊行された『難波丸綱目』『諸国炭問屋』の項に辰巳屋久左衛門以下辰巳屋姓五軒、木津屋喜三郎など木津屋姓三軒が挙げられている（この項全十四軒）。木津屋吉兵衛は辰巳屋久左衛門には及ばずとも、享保十六年に大阪町奉行所から買米を命ぜられた百三十人の中に入る（『草間伊助筆記』『大阪市史』第五卷所収）大町人である。兄の久左衛門が元文四年正月四日に没した時点で、跡継ぎ乙之助が幼少、しかも養子であるからは、辰巳屋の血筋の叔父で町人としての地位も経済力も一応備わっている木津屋吉兵衛が、辰巳屋の後見を勤めるのは、自然の成行きであったが、吉兵衛の投機的な事業欲と、町人としての堅実さを欠く生活態度が、辰巳屋の古参の手代たちから忌避されて、吉兵衛を辰巳屋に乗り込ませぬための工作がなされた。

「手代共申合久左衛門実印を密に取出し、吉兵衛事辰巳屋跡式、并諸事彼是^レ不申様にとの遺言認置候処、手代の内吉兵衛へ心ざしの者有^レ之候て、右の趣を相知せ候間、吉兵衛立腹し、謀書に印形せし荷担の者は、古き手代どもたりとも追出し、自分辰巳屋吉兵衛と名乗

……辰巳屋後見の様に申出」（『町人考見録』）。この文でみると、辰巳屋の古い手代達が事を仕掛けた面もあって、吉兵衛が一方的加害者とばかりは言えぬようである。一家の中にせよ、主人の為にせよ、謀書とは穏やかでない。「養子の悴に手代共差添、御奉行所へ吉兵衛儀を（『翁草』『吉兵衛を相手取、訟出』）相願候処、却て謀書の儀殊の外御叱を受け」たのは、謀書に関する限り、当然である。乙之助を引っ込め、許嫁に当る久左衛門娘いはを名代とし新六を差添え、改めて訴え出たのは、そのためか。但しこの謀書の遺言について申渡には、辰巳屋手代の一人与兵衛が吉兵衛に内通し、「仁兵衛久左衛門印判を盗出し可申由……吉兵衛へ偽り申聞せ」たとあるが、申渡にとつての必要事項である仁兵衛と与兵衛の関係はそうであったとしても、手代達に謀書に類する行為が全くなかったかどうかは不明である。吉兵衛非難に終始する『町人考見録』『翁草』に、この反対材料が、それも申渡と、齟齬することを承知で書き留められ、『銀の筭』には筋の展開上、この件りが描かれていないにもかかわらず、『銀の筭』を脚色した『樟歌木津川八景』に、わざわざ讓状の偽筆の件が挿入されているからには、それなりの根拠があったのではないか。ともかく『大阪市史』にいう手代四百六十人は、何時の資料が明らかでないが、小藩の家臣数に匹敵する位の大勢の手代達が、それぞれの利害や思惑によって、吉兵衛と反吉兵衛方に分れて行動し、事態を紛糾させた面はある。辰巳屋一件は、事実の現象面に関しては、比較的史料が揃っているといえるが、一歩踏みこんで事件の実態を把握しようとする、明瞭を

欠く点も少なくない。まず、奉行所の不正が絡んでいるとは言え、たかが一町家の跡目出入に、幕府の最高機関たる評定所が、あれほど力を入れ、バトロンとしての吉兵衛から金を貰った茶人大口如軒まで大阪から召喚し、『銀の笄』の表現を借りれば、申渡当日「評定所へ掛り合の者共を御召にて未明より相詰し人数三百人余り」というほどの徹底した捜査を行なったのは何故か。しかもその結果下された判決は、奉行所関係者、幕臣等にきびしく、町人に対してはことの外寛やかである。町奉行を汚職の廉で免職にし、奉行所の役人を二人まで死罪としながら、事件の張本人で、多くの贈賄を行なった木津屋吉兵衛は遠島、後に追放に滅刑されている。西町奉行佐々美濃守逼塞の原因を作った大阪随一の有力町人大和屋三郎左衛門についても、何かと吉兵衛に便宜を計らっていたようであるが、五十日戸しめの処分ですべて御咎めもなくすみける事こそ幸」と『町人考見録』は評する。これらの処置は、支配者側が、己れにきびしく、被支配階級には寛刑をもつて臨む、享保改革仁政の模範というべきか。

幕府にお家騒動等の訴えがなされた場合、たとえ原告側の主張が正当と認められても、騒動を起した事自体で家が改易、半知等の処罰を受けることも少なくないが、奉行所の不正があるにせよ、いわば家事不取締から、公儀に手数をかけた辰巳屋に対しては、何の処分も行なわれず、むしろ店の機能が正常に復するための配慮さえみられる。『町人考見録』で大和屋三郎左衛門について記したと同様の「享保十七年飢饉の際米銭を施与した」（『大阪市史』第一巻）辰巳屋の功績などが認

められていたものか。天下の台所、大阪の経済の中核に位置する（大名貸なども多く行なっている）辰巳屋とその勢力圏に、何らかの変動が生ずることが、全国的に影響を及ぼすとの判断が、幕府にあったのか。辰巳屋一件における、社会、経済史的背景等の解明は、近世史学の方面からの教示を俟つてほかはない。

ただこれは一つの挿話であるが、幕府閣僚にとって当代久左衛門は、辰巳屋の養子としてよりも、むしろ泉州佐野唐金屋の倅としての印象が強かったかも知れない。辰巳屋の養子乙之助は、元文四年大阪町奉行所への訴え等があった後、おそらく吉兵衛が世評を慮ってであろう、徳島藩主の口添えで、形ばかりは久左衛門を襲名した（『町人考見録』）。享保十年生れで当時十五歳、辰巳屋久左衛門の養子に入ったのは享保二十年、十一歳の時である（『食野家関係史料』第三所収「唐金家系譜」）。乙之助の実父は申渡には「泉州佐野浦唐銅屋与茂作無構」とあるのみだが、与茂作は公儀を憚っての仮の名で、実名は右衛門左政則と称する。成り上りの辰巳屋などは格の違う、近世初期以来の豪商で、『日本永代蔵』浪風節に神通丸なみのかぜしんかじゆうまるに扱われた名家唐金屋右衛門左家五代目の当主である。唐金家の多角経営は、海運によって全国的規模でなされ、諸大名に金融を行なっているが、とりわけ岸和田藩は同家から多額の借金をし、右衛門左自身、享保十五年の札発行に携わる程、藩財政に深く関わっている（『泉佐野市史』近世、脇田修担当。「岸和田藩」出口神曉『物語藩史』第五所収）。しかもこの唐金家の瀟洒な生活が將軍にまで知られる一つの機会がめぐってきた。

右衛門左政則法名薬水公牡丹花を愛し新花毎年作り出し……將軍

吉宗公御代ニ牡丹ノ名花御尋……泉州佐野ト申ス所住人某牡丹ヲ

作ル者有テ是ニ勝チ名花有リと言上ス其時御老中松平左近將監様

岡部美濃守様姑男也依之左近様直ニ美濃守殿へ御意有之岸和田へ

申来ル岸ヨリ薬水公御召登城致候所右の条々被仰渡候故百千の牡

丹の内銘花唐金紫唐家紅兩種渡上候江戸表へ廿四時御飛脚にて御

下り被遊明ヶ春花咲中由將軍吉宗公殊外御悦有之養濃守様ニも御

満悦薬水へも右の趣被為御聞岸就□御城二汁五菜の御転□御触許

息被仰度候 牡丹の江戸表へ出進申上候書付右衛門左トハ記カ

タク其故ハ吉宗公御二男右衛門ノ督様ニ紛ラシク夫故江戸表トモ

与茂左トカ与門左ト御中来候間名改指上候 薬水岸表ニ而御許御

下有之其時唐金衛茂左ト書付候夫ヨリ誌す書通証文万事衛門左ニ

相成り候系図ニハ右衛門左ト有之候……〔食野家關係史料〕第二

所収「唐金紋」。誤字と思われるものもママとした。

同様の話は『撰陽奇観』巻十七にもみえるが、「唐金紋」の方が地元

の文献だけに人名等、記載が具体的で『撰陽奇観』に比べて潤色めい

たところが少ない。質実剛健を旨とする吉宗には珍しく、優雅な話で

あるが、一応実話とみなしてよいであろう。文中の小次郎が右衛門督

宗武（田安）となるのが享保十四年、松平乗邑の女が岡部長著に嫁す

るのが享保十七年（相沢正彦『岸和田志』）であるから、唐金右衛門左

の牡丹献上は、享保末から元文中頃であろう。申渡し与茂作（原文は

文五年以前ということになる。

『日記』元文五年二月二十日の条に左の記載がある。

一 左近將監殿江辰巳屋久左衛門大坂店之義、明家同前罷成無用

心ニ付呼下シ不申手代共も有之間此内を三四人差登せ置申度候、

それ共ニ自分ニ申付遣候分ニテハあなたニテ中々合点不仕候之

間添翰ニ而差登度由土佐守方江右衛門佐久左衛門願出候ニ付、

いつれニ仕候而も乱妨同前之様ニ罷成候而ハ如何ニ付て、何も

相談之上願之通手代共之内差登、佐々美濃守方江も右之趣書状

差越可申候、若外御聞可被成哉も難計申上候旨申上候処、御

承知之由被仰候、三人衆江も右之趣申達書状認今晚土佐守方

大坂江差遣候筈に申合候

主語が重なり合って分りにくい文章であるが、要は忠相から松平乗邑

に「右衛門佐、久左衛門父子から、石河土佐守に、今江戸に居る多数

の手代達のうち、公に召喚されていない者を数人、大阪の店へ返した

く、添翰をいただきたい、との願出がありましたので、然るべく計ら

うつもりでおります」との報告をしたのであろう。唐金屋の当主は、

幕府の公文書では与茂作であるが、幕閣の間でも普段は実名の右衛門

左で呼ばれていた、いわばそれだけ重んじた扱いをされていたことが

分る。ここで問題になるのは、辰巳屋の店の運営に関し、十六歳の当

主に代って、実父とは言え他家の右衛門左が、手代等への指示を与え

ていることで、しかもそれに反発する者も、辰巳屋の中に少なくなか

った（文中のあなたは大阪の意）と見受けられることである。前年以

来、吉兵衛と対立する乙之助の久左衛門及び古参の手代達の背後に、唐金屋右衛門左の存在があることが、吉兵衛に強引な行動をとらせる一つの引き金になっていたかも知れない。『銀の筭』に中渡の際に唐金屋与茂作に対し「悴乙之助辰巳屋相統致せは其方より我儘かましき事申ましき旨仰付らるゝ也」とあるのは、或いはその辺の事情を反映したもののか。

それにしても右衛門左、久左衛門父子に対する土佐守、忠相らの扱いは懇切である。辰巳屋側から願ひ出た公事につき、店が明家同前になろうと、その方で勝手に処理せよとも言わず、何かと配慮してやった上、老中にいちいち報告までしている。それも「若外より御聞可被成哉も難計申上候」と氣を遣つての上である。「御聞可被成」の主語は、「一応松平乗邑と考えられるが、老中の公職において、辰巳屋の（裁判と無関係の）家内のことに、さほど関心が払われるべきいわれはなく、これはやはり乗邑の女婿、岸和田藩主岡部美濃守が、右衛門左・久左衛門父子の後楯にあることを考慮に入れざるを得ない。但し、「御聞可被成」の主語は乗邑一人ではないかも知れない。『撰陽奇観』は牡丹献上の話の最後を、

其意ミ空しからず元文年中辰巳屋へ乙之助が附人に行し新八後見
木津屋吉兵衛との公事大坂にて非分ニ相成得ども江戸表へ直訴
せし時岸和田岡部家へ与茂三が達て歎きし趣き悉く江戸表へ聞え
しも 吉宗公の御威勢高き時世なれハ全く一通りのことならで吉
兵衛が牢舎も仰付られまじ右牡丹花に添たる歌により唐金屋の家

柄を思し召し宜しき故となん

と結んでいる。著者の辰巳屋一件に関する知識は主として『銀の筭』に基づいていることは、新八云々によって知られるが、ただ『銀の筭』には、岸和田藩の後楯には触れても、牡丹献上の話は全く扱われていない。唐金屋の当主名も『銀の筭』には依つていない。著者があえて「唐金屋の家柄を思し召し宜しき故となん」と書き添えているのは、大阪人の間に、そういう伝承があったからであろう。

もとより吉宗のような名君が、依估の沙汰と見られる行動をとる筈はないが、辰巳屋一件に対する吉宗の関心が並々ならぬものであったことは事実である。『日記』三月十二日の条に

一 石見殿被申候ハ、越前守安芸守土佐守主計頭追付御前江可被
召出之由御申越候ニ付、中之間ニ四人揃罷在候所九ツ半時分石
見殿案内ニて御座之間江罷出、辰巳屋一件之義談議之趣共段々
御尋被遊候ニ付委細申上候処、御意詮議之通何之御不審も無之
一通り之事ニ而候之由御意有之御前退、御次ニ而遠江殿御礼申
上御表江罷出候（後略）

わずか一町家の跡目出入に関し、將軍が、御側用取次も老中も介さず、評定所御用懸り四人から直々に報告を聞くとは、異例のことである。これ以前、三月七日に御用懸り四人は松平乗邑に「辰巳屋久左衛門木津屋吉兵衛一件詮議書帳面一冊御仕置付短書一通」即ち報告書と申渡の原案を提出（九日、十日に追加訂正）している。吉宗自身、これに目を通した上で、四人から直接事情を聞いたもので、この段階では江

戸町奉行所関係、幕臣等の不正は、まだ明るみに出ていなかった。

右衛門左に対する吉宗の覚えがめでたくあると、乗邑の女婿岡部美濃守の後楯があるとうと、それに媚びて評定所が、右衛門左・久左衛門父子に有利な、吉兵衛に不利な裁許を行なうはずはない。忠相なり、吉宗なりの政治姿勢に信頼をおくべきであろう。ただ近世封建社会の公権力が、この種の事件でしばしば見せる関係者への苛酷な扱い、たとえば辰巳屋が家事不取締であるとか、事の理非はともあれ、再吟味を願ったのは不屈きであるとかの理由で処分を受けることから免かれるには、前記の条件は多少役立つこともあり得たかも知れぬ。また右の条件によって、評定所の裁判官、捜査官が左右されることはなくとも、被告、関係者自体に、何らかの心理的圧迫が加わり、供述等に微妙な影響を及ぼすことも、ないとは言えない。いづれにせよ、木津屋吉兵衛が、少年乙之助の背後にある唐金屋右衛門左の存在を軽視して、横車を押したのであれば、非常な誤算というべきであった。

一方、『拱陽奇観』のような伝承が広まっていたとすれば、辰巳屋一件を大阪の豪商と泉州の豪商の争いという面でもとらえ、身品肩から、大阪方の吉兵衛に、同情的な見方がなされることもあろう。その見方は、吉兵衛の行動にまつわる華麗なる逸話によって、さらに色づけされることになる。

(四)

木津屋吉兵衛に対する申渡において、贈賄と横領という犯罪に加え、「其上夥敷金銀放埒に遣ひ捨、諸道具買込」と吉兵衛の奢侈が咎めら

れており、『町人考見録』も吉兵衛の「人法に過候奢り」について詳しく述べている。『貞享四年至享和三年大阪市中風聞録』によっても、当時大阪町人達は、吉兵衛の処罰は、贈賄や横領以上に、奢りによるものと受けとめていたことが分る。

小説、戯曲では、この吉兵衛の僭上沙汰は、さらに強調された。そもそも「銀のかんざし」という題名自体、町人の身分で許されざる奢りの象徴であつて、注1いわば近世封建社会の身分的制約に対し、一種のきわめて脆弱かつ歪められた形ではあるが、反抗を示した人物としての木津屋吉兵衛像を、うち出そうとしたところに、『銀の筭』の小説として評価さるべき点がある。しかし本稿では『町人考見録』等、基本史料が伝える実在の木津屋吉兵衛と、『銀の筭』で創作された吉兵衛の性格、さらに『銀の筭』を歌舞伎狂言に脚色した「棹歌木津川八景」の、小川吉太郎演ずるところの宇治屋七兵衛とを、比較検討することは、紙数の関係から不可能であるので、文芸として辰巳屋一件を扱った最初の作品と思われる浄瑠璃「女舞劍紅楓」のみを取り上げ、実在の木津屋吉兵衛が戯曲化される際の問題点の一端を考察し、残る部分は別稿『銀の筭』と『棹歌木津川八景』に譲りたい。従つて『銀の筭』に関しては、ここでは「女舞劍紅楓」「町人考見録」を検討するに必要な範囲のみを扱うことにする。

『町人考見録』に吉兵衛の奢りについて、

京へ登り堂上方の御家人と相成図書と改名、かんせいの図子と申
処にて大屋舖を求め、堂上の御歴々様を御招請可_レ致覚悟、其身

帯刀打物にて大坂往来をも可^レ致積の処、大坂の御役所へ何の御届も不^レ致、右の仕合故、大坂への路次へ大和屋より内証申遣しける故、大坂へは元の町人にて、行列もなしに着致しける、如此の仕合、京大坂にて山師共時を得て取入、無用の金銀をやしき方へ出させ、堂上方の手引を致し、正其の鳥の毛をむしるやうに、いろ／＼の事を取組、或は医師伽のものには、故もなき金銀をとらせ、遊山所へは妻召仕などを引具し、人の耳目をかゞやかしたるしだら故、笑はぬ者こそなかりけり、

と述べる。また吉兵衛の以下の如き行為も、『町人考見録』の著者の目には、奢りに類するものとして映じたのである。

扱木津屋吉兵衛儀甚不行跡ものにて、段々木津屋身上も薄く致し、宅なども家質にさし入申程の仕合、纔の文才を人にそやされて、別屋敷に学問所と名付建置、御町奉行所へも相違、書物披見致度ものは、右場所にて学問させ扶持可^レ致など、上を不^レ憚儀など致候不^レ埒もの

『町人考見録』で述べられた奢りの条々は、『銀の筭』に描く吉兵衛の行動と、ほぼ対応しており、事実、ないし事実として喧伝された事柄であったと思われる。吉兵衛が「御家人」となった堂上方は、『銀の筭』によれば烏丸大納言で、同書はさらに吉兵衛が大金を献じて烏丸家から公家装束を拝領し、町人の身でこれを着用し、堂上家風の正月の儀式を行なったとある。また遊山所で人目を輝かした遊興の例として、道頓堀升屋三郎兵衛方で「瀬川菊之丞を呼無間の鐘の所作事^{註2}を

好て正金百両をまきちらし」と記す。この二条は、あまりに芝居がかったいたので『銀の筭』の創作の如くみなされがちであるが、『町人考見録』に升屋三郎兵衛の町内預けのことがみえ、(一六六頁参照)公家装束着用、正金撒きちらしの二条とも、『銀の筭』に先立ち、辰巳屋一件を最初に脚色した「女舞剣紅楓」に扱われているので、やはり事実であると考えられる。

「女舞剣紅楓」は、「笠屋三勝廿五年忌」(紀海音作 享保四)と「艶容女舞衣」(竹本三郎兵衛等作 安永元)の中間に位置する三勝半七物の浄瑠璃で、半七の主筋宇治屋のお家騒動として、一件が扱われている。概要を記すと、

都の辰巳と呼ばれる宇治屋の若主人市蔵は、深く馴染んだ島の内の遊女小勝に、無間の鐘の所作を演じさせ、正金三百両を撒き散らそうとするが、忠義な手代半七は世間の聞えを思い小判を箔置きの拵え物にすりかえる。学問に長じ奸智にたけた番頭長九郎と、市蔵の従弟善右衛門は、市蔵を奢り者にして追い出し、善右衛門の父佐左衛門を宇治屋の後見に据え、意のままにするために、市蔵を桜川大納言の妻子と偽って、小勝諸共公家装束を着けさせ、市蔵も公家気どりで、町人の教貞を疎んじる。教貞は市蔵の身持を案じ、自ら還俗して再び宇治屋の主人となるべく精進をやめて魚を喰う。教貞の捌きで長九郎の悪企みや半七の忠義もあらわれるが、奢りの沙汰は隠れなく市蔵は代官所に呼び出される。

本作では辰巳屋一件における奉行所の不正、幕府の裁きといった、

社会的側面は全く扱われず、専ら主人公の個人的な行動（奢りなど）を取り上げ、これに家督横領のことを多少におわせている。作者春草堂こと御城入医者高田瑞庵については、多治比郁夫氏、井口洋氏により考証が進められ、辰巳屋一件の詳しい情報なども入手しやすい立場の人物であったとみなされるが、しかし事件の六年後の時点で、大阪町奉行所の汚職という生々しい事実を扱うことは、小説以上にきびしい統制下におかれた当時の演劇にとって、不可能とは言わざるも、きわめて困難であった。

ところで本作では、公家装束を着け、正金を撒き散らす市蔵が、吉兵衛に当るの言うまでもないが、彼は全く平凡な放蕩者の若旦那で、学問をひけらかすのは悪番頭長九郎、父を後見に据えて宇治屋横領を企むのは従弟善右衛門、という風に、『町人考見録』が伝える吉兵衛の行動の多種多様な要素を分解し、それらを、町家のお家騒動という世話物の一系列における善と悪との人物類型に適當にはめこんでしまった。従って木津屋吉兵衛という一個の人格に対する作者の姿勢は無きに等しい。単に世話物の定石である放蕩な若旦那と悪番頭と忠義な手代のからみ合いに、公家装束と正金まきちらしという二つの耳目を驚かす話題（及び学問好き、神道への傾倒、家督横領等の噂）を、断片的な形で添加したまでである。但し演劇としては、正金まき散らしの趣向は既に椀久物で行なわれており（近いところでは享保二十年正月に竹本座初演「元日金蔵越」）、木津屋吉兵衛個々の趣向は公家装束のみ、ということになるが、その趣向を見せるだけならば、若旦那の放

蕩で関所となる淀屋事件の脚色に公家装束の趣向をとり入れた「持丸長者金箒剣」（寛政六年、近松やなぎ作）の形でも事足りる訳で、辰巳屋一件は浄瑠璃の戯曲にとつては、その程度の関わり合いしか持たなかったことになる。

「女舞劍紅楓」は、一個の世話浄瑠璃としてみれば、現在でも時おり文楽で上演される「美濃屋の段」、全段のヤマ場「二つ井戸借座敷の段」などで、三勝、半七、半七の老父母と許嫁お閨、三勝の兄勝次郎などの人物像は情味豊かに描かれ、作者春草堂として最上の作であるのみならず、近松没後の世話浄瑠璃中、佳作の部に属せしむることも不当ではない。前半の辰巳屋一件関係の部分とても筋立てが拙いとか文章が悪いとかいうことではないが、しかし、事件の社会的側面に触れ得ず、主人公の個人的行動のみを扱いながら、木津屋吉兵衛という一個の人格をとらえることも出来ないのでは、辰巳屋一件の脚色としては無意味、と言わざるを得ぬ。では何故そのような無意味な扱いしかなし得なかったのか。春草堂が、筆が立つとは言え、所詮素人の余技としての劇作の域を出なかった、という面もあろう。が、それ以上に題材となった木津屋吉兵衛の人格と、浄瑠璃という文芸の基本姿勢との間に、噛み合い難い一線が存在したと考えるべきではないか。

『町人考見録』（申渡覚を含めて）を読むと、木津屋吉兵衛なる人物の行動は、実に矛盾に満ちている。兄の家督横領のために奉行所の役人を買収し、種々の悪辣な手段を用い、また御用商人の權益を確保

すべく賄賂工作を進めるあたりは、醜い野望をむき出しにした悪徳商人の典型といふべきであるが、一方で彼は文才があり、学問を、自身が好むのみならず、蔵書を公開して若い学徒に閲覽させ（『翁草』の表では「学校を建て」、学資の援助までしていた。それも自宅を家質に入れる程の経済的負担をあえてし、人を集めて学問をさせるとは徒党同然の「上を不憚」不埒者であるとの非難に身を晒しながら、である。彼はまた虚栄心や権勢欲も強く、町人の身分に満足せず、大金を使って公家の家来となり、函書（『銀の筈』に鳥井函書）などと侍風の名前を貰い、帯刀打物、行列を仕立てて大阪へ乗り込もうとして止められたりしている。町人の身分に不満を持って、事業には意欲を燃やし、公儀の仕事を負うために賄賂までし、投機的とされる大名貸しやそれに類することをさかんにやった。金への執着は強いはずだが、茶屋遊びに無間の鐘になぞらえて正金を撒き散らす愚かしさで、評判になった。

ともかく彼は三十七歳でその活動を断ち切られるまで、あらゆることに好奇心を持ち、社会的、身分的制約も、彼自体の肉身的反省もふりすてて行動した。『町人考見録』の著者が信条とする町人の堅実さから、もっとも遠い、のみならず、守成をよしとする近世封建社会の基本精神に反する生き方であった。

その上、彼は、演劇的傾斜というか、人目を惹く「異体」（翁草）な振舞を好み、変身の欲望に耽溺し、公家装束を着けたり、武士の真似をして帯刀打物に身を固めたり、無間の鐘や、枕久や、山崎与次兵

衛（銀の筈）といった芝居の人物を地でいくことに熱中した。いささか余談めくが、大岡越前守忠相『日記』元文五年四月十二日等の条によれば「木津屋吉兵衛欠所道具相改大坂より来候帳面式冊之内天国の劍并腰物書物之分は此方江取寄可入御覧」ことになった。『本朝鍛冶考』で冒頭の次に置かれる伝説的宝劍、天国の劍とどのような関係にあるか分らぬが、一町人の吉兵衛が、かりにも天下の名劍を「如何様の訳ニ而所持候哉、何方より伝来候哉」（十六日条）と、やかましく詮索されたようである。いずれ金に飽かせて、恐らく辰巳屋を意のままに扱うようになった元文四年中に、入手したものであろう。

元文三年四月八日、大阪豊竹座で、『源氏物語』を題材とした並木宗輔作の浄瑠璃「丹生山田青海劍」が初演されたが、この三段目に、光源氏の弟螢兵部卿宮が、光源氏を調伏の難から救うために埋めおいた天国の劍が、奇瑞を顕わし、村が早魃から救われる件がある。吉兵衛がこの豊竹座の芝居に仕組まれた名劍を所持していたのは、忠相らが考えるような刀劍自体への興味以上に、例の演劇の世界を現実に生きようとする欲望に、つき動かされたからではなかったか。

日に触れるあらゆるものへの好奇心、封建的身分の制約への反発、演劇の世界を現実化する欲望などは、普通の人間が胸中に抱いていたとしても、それらを実際の行動に移すことは不可能であるが、吉兵衛は金の力でこの、日常性から反日常性への飛躍を、なし遂げようとした。享保改革による抑圧感を特に強く受けとめていた商業都市大阪の庶民は、そうした吉兵衛の姿に、幾ばくかの夢を託していたかも知れ

ない。しかし金の魔力は、青年吉兵衛の中にあつた純真な人間性をも蝕み、彼を泥沼へと引き込んでいたのである。

辰巳屋一件裁許の一年前、元文四年正月、幕府は、享保改革に対する反抗的姿勢をとり続けてきた尾張中納言宗春を、断固処罰に踏み切つた。たとえ政策上に失敗があり、また非難さるべき行動があつたとしても、彼なりに理想に基づき、反享保改革的政治を行なおうとした徳川宗春を、二の替狂言「傾城妻恋核」の主人公に仕立てられた『かぶき者』の心』（小島広次「尾張藩」『物語藩史』第三所収及び諏訪春雄「享保改革下の中京演劇——享元絵巻考」『国語と国文学』49年10月）や、上方町人等に好意的に見られていた点などが共通する故をもつて、家督横領、贈賄の罪に問われた木津屋吉兵衛と対比させることは、適切でないかも知れないが、『銀の笄』の著者などは、ある時点における吉兵衛を、宗春の理想主義（前掲二書）に通ずるヒューマニスティックな主張を持つ性格として造形していく面があつた。

一方浄瑠璃「女舞劍紅楓」は、エネルギーな行動力、舞台表現に適した派手な振舞い、変身の欲望の実践など、もともと演劇ジャンルにふさわしい行為を持つ人物を、事件後のきわめて早い段階で取り上げながら、結果的には木津屋吉兵衛を一個の人格としてとらえることすらできなかった。因みに浄瑠璃は、徳川宗春の事件も、無関心のまま看過している。中世以来の叙事詩の伝統に立ち、人形という類型的表現手段によらざるを得ぬ浄瑠璃にとって、徳川宗春や木津屋吉兵衛のようにいたって近世的、かつ個性的な面さえある人物の生き方は、

次元を異にするものであつた、とみるべきであらうか。

註

(1) たとえば寛保三年十一月、大阪町奉行所よりの蝋燭に「櫛笄鏡具類停止之事」(『大阪市史』第三所収)。なお海保青陵『養心談』に「町人は絹つむぎの外御法度、銀の笄御法度……今は其控通に守る人一人もなし、左すれば上の法を守る人は一人も無なり」。

(2) 菊之丞は元文四年は在阪、四年四月には道頓堀竹本座で菊之丞の当り芸「無間の鐘」をとり入れた浄瑠璃「ひらかな盛衰記」が初演され、大好評を得た。

(3) 多治比都夫「難波三蔵の素性」(『大阪府立図書館紀要』七)「難波三蔵と家賃騒動——「泰平浪花記」をめぐる——」「混沌」二、井口洋「道頓堀の作者たち——「穴意探」をめぐる——」(『近世大阪芸文叢談』)。

本稿執筆に当り、中村幸彦氏、長谷川強氏、横山邦治氏、神保五弥氏、深谷克巳氏より、御教示を賜わり、中野三敏氏には御教示に加え、資料の面でも格別の御高配に与つた。本稿は筆者の専門外の分野と関わりが多いため、とくに、文中に挙げた諸書、諸論考ならびに『西鶴集下』（野間光辰校注）、『江戸文学と中国文学』（麻生磯次）『宮本文次著作集』第八卷（宮本文次）『刀剣要覧』（飯村嘉章）「大同政談の流れ——「梅雨小袖昔八文」（拜広真治。『国文学』50年3月臨時増刊）などより学恩に与つた。中でも『大同越前守忠相日記』の大石慎三郎氏の解題からは、多大の御教示をいただいた。資料閲覧を許された東京大学附属図書館、同国語学研究室、九州大学国文学研究室、内閣文庫、文部省史料館、早稲田大学図書館、早稲田大学演劇博物館にも、併せて、厚く御礼申上げる。

なお紙数の関係で注は最小限にとどめた。別稿「銀の笄」と「榎歌木津川八景」を併せ御読みいただければ幸いである。

(補註) 「唐金紋」には吉宗に唐金家に牡丹の「名花有りと言上」したのは岡本彦右(左衛門)とある。その岡本彦右衛門が吉宗から賜った牡丹扇歌の事を、再校終了後、『新宿区広報』(59・1・15)で知り、『御府内備考』で確認した。